

第7回農地・農村部会 議事概要

- 1 日 時：平成26年7月8日（火） 14：30～17：00
 - 2 場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館6階）
 - 3 出席者：◎柏木斉（株式会社リクルートホールディングス相談役（経済同友会 地方分権・道州制委員会委員長）、小早川光郎（成蹊大学法科大学院教授）、高橋寿一（横浜国立大学大学院教授）、辻琢也（一橋大学大学院教授）、中井検裕（東京工業大学大学院教授）、人羅格（毎日新聞論説委員）（◎は部会長）
 - 4 ヒアリング対象者
：新浪剛史 株式会社ローソン取締役会長（産業競争力会議・農業分科会主査）
 - 5 議 題：有識者からのヒアリング
部会構成員の意見交換
-

（1）冒頭、柏木部会長から、以下の発言があった。

○本日は新浪剛史 株式会社ローソン取締役会長（産業競争力会議・農業分科会主査）から、農政改革に関する考えについて、ヒアリングを行う。

（2）次に、新浪会長から提出資料に基づき、説明があった。（資料1）

○まずは、産業競争力会議においてどのような考え方で農業を捉えてきたかを紹介する。

○社会全体が高齢化していく中で、農業を新たな成長分野として産業競争力を強化していくということが第一義。

○課題は次の2点。規模の経済が低く生産性が悪いこと、また、マーケットに評価される商品づくりという、いわゆるマーケットインの観点が足りないということ。それに加え、第6次産業と言われる加工食品や物流において付加価値を付け、マーケットの範囲も国内から海外へと大きく捉えていく必要。両方とも創意工夫が必要であり、統一したタガをはめることが本当にいいのか。

○農業には特殊性が2点あり、留意が必要。一つは天候に左右されること、もう一つは保水機能などの環境機能があること。農業の持つ社会性という観点を踏まえつつ農業の産業化を考えなければいけない。例えば医療・介護・健康増進についても同じ観点がおり、それらの持つ社会性ゆえに岩盤規制として産業化が進んでこなかったのだと思う。

○6次産業化や農商工連携を進め、付加価値の高いものを作って、きちんとした対価をいただき、収入が増えることにより、次世代が育成され、まちや村が再生し、最終的には地方分権改革においても目指している地域経済の活性化につなげていくことが必要。

○生産性の観点からは、分散圃場となっている農地を集積し、生産性を上げるための議論をした。

リースによる企業参入や新たな担い手への農地集積を進めるため、今般、農地中間管理機構を作った。

これは、公の機関が農地集積等を行い、場合によっては、その土地をきれいに耕作できるようにして、その土地の方、また外からの方に土地をリースし、大規模化していこうというもの。その際には、農業委員会による農地の権利移動の許可を得ずに行える特例。農地中間管理機構の評価は内閣官房で行うこととし、各県で競って、いい事例を横展開するという制度としたところ。

○また、土地を売りたいという農家の方々が増えているという事実は悩ましい。今回はリースだが、今後、5年を目途に、農業生産法人の要件緩和を行い、企業も実質的に農地所有ができるような環境作りを考えていくこととしている。所有制限を解除し、使用制限、利用制限というものにしていったらどうかということを考えていく必要。

○今後は、農地転用をして町をつくっていくということも視野に、農業を中心にまちづくりを考えていかなければならない。今回は、農地をどう活用し、生産性を上げていくかという観点から議論を行ってきたが、農地中間管理機構の実際の権限は基礎自治体を中心となる。

○自由に創意工夫をし、つくりたい人がつくれるというという発想から、米の生産調整を5年目途で廃止することとした。

○高齢者の方々も、新しい日本型直接支払の中で地域の農業に参画いただき、また、植物工場などの雇用の場をつくり、農業タウンなり、地域活性化の方向性を作っていく。一方で、特に第6次産業化官民ファンド(=A-FIVE)の活用が進まないため、現在、農業者の負担を減らすなど A-FIVE の農林漁業者の出資要件の見直し、農林漁業者の範囲拡大のための法律改正による要件緩和も検討している。

○課題となるのが、人材。40歳位でビジネスセンスを持った方や60歳位でエンジニアリングのノウハウのある方が、地元に戻って企業などの人材のつなぎ役をする、エンジニアリングやICTのノウハウのある方などを連れてくる、そういうリードをやっていただける人材が必要であり、今回の日本再興戦略の改訂版でも「人」が大切であると強調。

○国内では人口減少が進んでいるが、まずは国内のシェアを高められるだけの競争力をつけ、最終的には海外に向け、生産性の高い、付加価値の高い商品により輸出できる環境を10年の計でやっていこうということ。現状、日本はHACCPやGAPなどの輸出用の認証がされている工場が少ない。認証工場から出荷されるというのは国際市場のスタンダード。この工場体制に加え、和食文化の浸透が必要。JETROや全農なども和食文化展開に力を入れているが、オリンピックの前までに整備し、和食文化を広めるとともに、制度的に輸出を推進していく必要がある。

○JAについては、農業の生産性を高める方向で、規制改革会議において議論。農業委員会については、機動力のあるように構成メンバーを変え、市町村と密着してやっていく。

○地域によっては、米一辺倒なところが別のものになったり、植物工場になったりする場合もあるだろう。例えば、ベビーリーフに付加価値を付け、東京を中心とした首都圏に届けるなどをする事により、結果として雇用も増え、そこで農業をされている方にも参加いただき、徐々

に大きくなることにより、60歳、70歳の方々も働きやすくなり、その町が生き返ってくる。そのような可能性が農業にはあるのではないか。

○最後に頭を悩めるのは予算。ただ予算を多くよこせとなると大変困るが、例えば人材育成や、生産性を上げ、これまで述べてきた取組を達成できるような投資は大いにすべきと思う。

(3) 続いて、部会構成員から新浪会長に対して、以下の質疑等があった。

○農業を守る観点では、農地の総量確保を重視する議論があるが、お話のあった農業の生産性向上や付加価値と、農地の総量確保のバランスについて、どう考えるか。(構成員)

⇒耕作放棄地が大きな問題としてある。農地中間管理機構を検討する際には、借りたい人がいるような優良な土地をきちんと土木工事して整備する一方、そうでないところまで、機構で整備することがないようにした。つまり、農地の総量よりも農地の質が議論となった。農地の総量確保よりも、良質な農地をしっかり耕作することが重要。その意味では、中山間地域は機構の扱う対象とはせず、まずは平地で良質な農地を集約していく。農地の総量を考え、仮に耕作放棄地を全部なくそうとしても、その中には良質でない土地もずいぶんあるわけで、実際にはコストも相当かかる。現実論として見ていく必要がある。(新浪会長)

○4ha超の農地転用許可権限は国が持ち、2ha超4ha以下は都道府県が権限を持ち、国との事前協議を要する仕組みとなっている。これを地方に任せても農地の確保、優良農地の確保に悪影響を及ぼすことはないという意見が地方側からある一方、国はこれが心配だとしている。この価値観の対立についてどう考えるか。(構成員)

⇒農政については、非常に強い中央からの指導のもとに動いている印象。農業を中心としてまちづくりを行っていく上で、農地転用も視野に入れなければならない。まちづくりと農業の強化というトータルな計画があって、その中で農地転用に係る権限を基礎自治体等に移譲していくべき。今後、農地の拡大を図りながら、まちづくりを「併せ持って」考えていくべき。コンパクトシティなどのまちづくりを進める際に、農地転用に多大な時間を要するのは不合理なので、地方分権を進めるべき。(新浪会長)

○条件のよい農地は農家間でうまく権利移転などがされているので、農地中間管理機構には、本来投資をすべきでないような農地ばかりが集まる懸念もあるが、どうお考えか。(構成員)

⇒農業は内向きの傾向があり、懸念される点。単年ごとに農地中間管理機構による移転の状況を把握し、同機構に滞留する農地が多い場合には、その原因をしっかりと検証する必要がある。一方で、公の機構であるがゆえに、自分の土地を貸しやすいという向きもあるだろう。自治体同士が成功事例の共有を図り、横に展開することが重要。(新浪会長)

○農地の転用先、特に地方部においては、住宅か商業施設がほとんどであり、人口減少や高齢化を考えると、コンパクトシティという都市の将来像がある中で、農地転用の規制そのものをもっと少し強めておいたほうがいいのではないかという意見もあるが、どう考えるか。(構成員)

⇒コンパクトシティの是非は、省庁間で考えが様々。コンパクトシティを是として考えた際には、土地の利用規制や所有制限の問題は、十分な議論が必要。制定当初、小作農が農業を守っていくことを前提とした農地法の建て付けとは違う方向となっており、農家の大規模化や新しく農業をやる企業、若い人の参入の中で、農地はどうあるべきかという議論をし、農地法そのもの

を見直す必要がある。

今後、地方創生に関する本部ができるので、その場で基礎自治体を中心となって地域の発展を考えていくことになるのではないかと。まちをどうつくるかという観点を持ちながら農業を考えていくことが必要。その中では、農地転用の規制は、ある程度基礎自治体に任せるのがいいと思う。日本全国状況が違う中、規制というものは、中央から見るのは難しく、現場が分かっている基礎自治体に任せるべき。(新浪会長)

○国が農業政策の体系を説明する際、まず根底に食料自給率を置いて、そこから農地の総量確保につながっていくが、この食料自給率についてどう考えるか。(構成員)

⇒先進国において、カロリーベースの食料自給率を扱っているところは余りなく、補助金をとりたいがための農政の考え方であったのではないかと。むしろ金額ベースの食料自給率を見ていく必要があり、これは7割弱ある。食の安全保障を前提としたカロリーベースの食料自給率に何の意味があるのか。また、これだけ補助金をつぎこんできても食料自給率が上がらない面を考えれば、農政は失敗であったというところから議論を始めた。土地の集約化や生産性の向上、付加価値を上げていくことが必要であり、ディマンドサイドのマインドをきちんと理解した農業に変えていくことで、結果として、カロリーベースの食料自給率も食料自給力も上がっていくことになるのではないかと。(新浪会長)

○マーケットに評価していただく商品づくりという、いわゆるマーケットインの観点が足りないことのご指摘があったが、日本の消費者による評価が低いということか。それとも輸出の際の評価が低いということか。(構成員)

⇒消費者に対するコミュニケーションの仕方が足りない。消費者マインドをもっと開拓すれば、まだまだ農産物が売れる可能性がある。また、これまでは生産調整の中で発想はなかったが、輸出も含めた需給バランスの中では、多収米のような研究も進めていく必要があるかもしれない。この需給バランス全体の情報は、中央から農業者に伝えていくということが重要。(新浪会長)

○分散圃場を集約化する試みは以前から行われており、農用地利用増進法や農業経営基盤強化促進法などにより、農地法によらない農地の利用権の拡大が行われてきたが、現在の借地率20%程度という成果しかあげられていない。今回の農地中間管理機構で、海外との競争ができるところまで流動化が進む可能性について、どういう見通しを持っているか。(構成員)

⇒今回の制度設計は、まず農地を貸す側にインセンティブを付けようというもの。今後、補助がなくなるのであれば、今の段階で農地を貸したほうがいいと判断されるだろう。ただし、農地にも、条件の良い農地・悪い農地があり、借り手と一致するか、また、逆に借り手の顔が見えているほうが、貸借が進む場合もあるかもしれない。金銭的なインセンティブを付けつつ、将来の全体像を見せることにより、流動化を進めていきたい。(新浪会長)

○企業による農業参画について、全体でどの程度の経済波及効果を見込んでいるのか。(構成員)

⇒輸出と第6次産業を合わせて10兆円程度。輸出額を2030年で3兆円まで持っていくことにしており、これは体制を整えれば達成できるのでないか。10兆円ということになると、GDPでいえば、付随する産業を含め2~3%がプラスされる可能性はある。(新浪会長)

○農業に参入する企業を見ていると、土地を所有でなくリースで取得する傾向にあるが、仮に企業の農地所有が解禁された際、仮に、まだら模様でしか農地を取得できないとしても、企業は

農地を取得しようとするのか。また、農地を取得した際に、仮に絶対に農地にしか使えないという制限がつくとすれば、企業はどのように行動するのか。(構成員)

⇒企業が農地の取得を考える場合に、土地の価格がどの程度、下落しているかを考える必要がある。現状では、リースの方がよい。一方で、リースは現行制度でも50年できるが、返還などのトラブルが起こる可能性もあるため、安心して農地を持っていたいということはあるかもしれない。今後5年間の間に、土地の価格は下落することが見込まれることから、難しさはあるものの、企業所有制限を解くということは、おそらく対応しないといけない。その際、企業が農業としてある程度の実績を重ねた後、やむを得ない理由があるときには転用を認めるということはあるのか。企業についても、農業者との並びをとるということは必要であり、絶対に農業としてしか農地を利用できないとなると、参入企業は少ないと思う。(新浪会長)

○現在、大規模農地については制約が多くあるが、小規模農地について、例えば、道路ができたときに沿道の農地がコンビニなどに転用されるなど、問題になっていると認識。こちら規制強化すべきという意見もあるが、どう考えるか。(構成員)

⇒儲からなければ撤退してしまう無責任さもあるが、顧客や地域のコミュニティが必要とすれば、コンビニがあってもいいと思う。ただし、全体の制度設計の中で整合性のあるものにしなければいけない。(新浪会長)

○農業委員会や農業会議などの役割について、今後の見直しの方向性をどう考えるか。(構成員)

⇒農地の状況については、農業委員会が把握している。農地中間管理機構を運用していく際には、(農業委員会の許可を得ずに権利移動が行えるという建て付けになってはいるが)無視するのではなく、協議をしながらということになる。農業委員会の在り方については、規制改革会議で議論されているが、メンバー構成も変えて、外からの力をもっと活用できるようにすべき。(新浪会長)

(4) 続いて、事務局(地方分権改革推進室)から、第6回農地・農村部会における現地視察の概要、これまでの議論を踏まえた主な論点、第4回農地・農村部会における構成員要求資料、農地転用許可制度及び農業振興地域制度に係る国と地方の協議の場の実施要領について、以下の説明があった。(資料2～5)

○6月10日に実施した静岡県への現地視察について、資料2「第6回農地・農村部会 現地視察(概要)」に基づき、主な点について説明する。

- ・静岡県における農用地面積の確保目標とその実績について。静岡県からは、農振農用地区域からの除外は減少しているが、この3年で、これまで10年の累計を超えるような耕作放棄地が発生しており、農用地の確保目標を達成するのが難しいとの説明があった。
- ・農地転用に係る農林水産大臣許可案件について視察。国との事前調整の際、国より用途地域に指定すべきではないか、また、3割雇用に関する確実性の担保について指摘があり、さまざまな説明及び時間を要した結果、許可までに約2年間を要したとの説明があった。
- ・事務処理特例制度の活用状況について、構成員からは、農地転用許可権限、都市計画法に基づく開発許可権限、森林法に基づく林地開発許可権限、さらには建築基準法に基づく特定行政庁の状況が横串で見えてどうなっているかとの質問があり、その回答として、
 - 農地転用許可権限については、2ha以下の農地転用許可権限について人口10万人以上の

市は一律に、それ以外の市町と2ha超4ha以下の権限は希望する市町に、いわゆる手挙げ方式で移譲

- 都市計画法に基づく開発許可権限については、人口3万人以上の市町は一律に、それ以外は希望市町に移譲
- 森林法に基づく林地開発許可権限については、指定都市及び特例市は一律に、それ以外は希望市町に移譲

との説明があり、その結果、指定都市及び特例市は上記3つの権限全て移譲され、かつ特定行政庁であり、それ以外にも3市において、手挙げ方式により積極的に上記3つの権限を全て移譲され、かつ特定行政庁もしくは限定特定行政庁になっている状況であるとのことであった。

○資料3「これまでの議論を踏まえた主な論点」について、(1)農地転用の権限移譲の関係で、2ha超4ha以下の農地転用に係る国との協議は暫定的に法定受託事務と整理されてから相当期間が経過していることから、位置付けを見直すべきではないか、また、都道府県農業会議への諮問の義務付けについて見直すべきではないかとの意見があったこと、(2)農地の確保のための施策のあり方関係について、総量確保目標と現状に乖離が生じていることや目標設定のプロセスについての意見があったこと、より実効性のある農地総量の確保の仕組みをどのように考えていくか、また、土地利用法制の在り方について、農地法及び農振法だけでなく、都市計画法や森林法など、各種土地利用法制における基礎自治体の権限の在り方をどのように考えていくかという議論があったことを踏まえ、論点を加えた。

○「土地利用関係制度における国、都道府県、市町村の役割分担」について、農地法・農振法、都市計画法、森林法を比較している。国の役割については、都市計画法では国が権限主体となるものはない。また、指定都市は都道府県並みの権限を持っており、先般成立した第4次一括法においても、マスタープランの策定権限について、指定都市へ移譲されることとなった。その他市町村についても、市町村が都市計画決定できる範囲が広がってきており、例えば、全ての市町村が用途地域の指定権限を持っており、都市計画決定のうち、80%程度は市町村で行い、20%程度が都道府県となっている状況。一方、農地法等においては、これまでの地方分権改革としては、2ha超4ha以下の農地転用が、第一次分権改革において都道府県へ権限移譲されたが、法定受託事務で大臣協議が必要とされており、また4ha超については大臣が許可権限を有している。森林法では、流域保全を目的とするもののうち、重要流域以外の保安林の指定解除権限が、第一次分権改革において都道府県へ権限移譲されたが、2以上の都道府県をまたぐもの等の重要流域の保安林指定解除権限は国が有している。

○「諸外国における土地利用制度の概要」について、諸外国においては、都市的利用と農地等としての利用が一体的に管理されていること、また、その権限主体が基礎自治体であることが大きな特徴。

○「事務処理特例制度を活用した農地転用許可権限の移譲に係る都道府県の取組」について、2ha以下の農地転用権限について、全国で27%の市町村が移譲済みであり、開発許可についても28%が移譲済みである。一方、林地開発許可については、全国で4%にとどまっている。これは、林地開発許可が1ha超の大規模のものだけが対象となり、許可件数が全国で年230件程度と少ないことが背景にあると考えられる。

○「農地転用許可制度及び農業振興地域制度に係る国と地方の協議の場の実施要領の制定について」について、農地・農村部会で検討を行い、昨年末に「見直し方針」として閣議決定されたが、今般、農林水産省において協議の場に関する実施要領が固まった。農地転用許可制度及び農業振興地域制度の課題と対応について、ブロック単位で年2回協議を行うこととなるが、地方農政局と都道府県が中心となり、市町村や農業委員会についても参加をお願いしていくことになっている。

(5) 続いて、部会構成員の間において、以下のとおり意見交換が行われた。

○現地視察において、大臣許可案件について、国から用途地域への指定について指摘があったとのことだが、国がそのように言った意図は何か。(構成員)

⇒用途地域の指定は市の権限であるが、転用箇所の隣接地は、用途指定がされているものの、転用箇所は非線引きでかつ用途地域も未指定のため、まずは用途地域に含めてはどうかとして国から指摘を受けたとのこと。国からの指摘に対して、主に市が住民の合意形成や周辺の道路整備等の点で難しい旨説明をしたと聞いている。(事務局)

○個別の農地転用審査に当たっては、農地の総量確保という観点には直接には入っていない。農地転用許可という仕組みを使って総量を確保しているという理屈は、現実的には成り立っておらず、個別の農地転用許可については、地方分権の流れの中で、市町村か都道府県が担うべき。(構成員)

○農地転用については、許可基準だけが審査の基準であり、許可基準を守ることが農地の総量確保に資することはあっても、審査の基準に総量確保が入ってくることはない。(構成員)

○究極的には、土地利用関係の権限は、基礎自治体が担うことが望ましいと考えるが、一気にそこまでいくかは別として、関連法律との足並みを揃えるという視点もあり得るのではないかと。(構成員)

○様々な土地利用の権限が揃って移譲されていくのが理想的ではあるが、我が国の土地法制度の現状を前提とした場合、簡単にはいかないところもあるのではないかと。(構成員)

○現地視察(概要)の説明の中で、事務処理特例制度の表の見方として、農地法・都市計画法・森林法の3つの権限が全て移譲されている団体があるとの説明があったが、むしろ開発許可権限は移譲を受ける市町が多い一方、農地転用許可権限は移譲を受ける市町村が少ないという事実を読み取るべきではないかと。(構成員)

⇒静岡県は、過去には、農地転用権限については人口10万人以上の市へ、開発許可権限については人口3万人以上の市町へ一律移譲のみ行っていたとの経緯があり、その結果として農地転用許可権限の移譲市町村が少ない状況。現在は、それに加えて希望市町への個別移譲も行っている。全国的にみれば、例えば北海道のように、市より町村のほうが農地転用許可権限の移譲を受けている都道府県もある。また、静岡県では開発許可権限の移譲が進んでいるが、岡山県では農地転用許可権限は全て移譲がなされているなど、必ずしも一様でなく地域差がある。都道府県や市町村の姿勢などについて、さらに分析が必要。(事務局)

- 許可権限の所在や国の関与の在り方は、農地の総量確保には影響しないと考えられることから、事務権限の移譲、国の関与の縮減を進めるべきではないか。その際に、農地転用基準の適切な運用をどのように担保するかが課題として残るのではないか。(構成員)
- 条例による事務処理特例制度の活用によって市町村に権限移譲が進んでいることは是とする。ただ、制度化ということであれば、一気に市町村へということは難しい。例えば、指定都市や中核市・特例市について先行的に考えていくということは、議論の仕方としてあるのではないか。(構成員)
- 権限移譲を検討するに当たり、現行制度を前提とすべきか、制度自体を変更する必要があるのか。農地転用許可基準がはっきりしていれば、誰が許可主体となっても透明性高く同じ結論ができるはずであり、裁量性の余地が大きい制度設計をしたときに初めて、誰が許可主体となるかというのが重要な意味を持つてくる。地権者や関係者の利害関係が非常に強い中で、そもそも基準がどうあるべきか、議論した上で権限移譲や政策主体の在り方について考えるべき。(構成員)
- 農地法、都市計画法、森林法などを一元化した土地利用制度を考えた場合、農地については総量確保の観点が必要となるため、土地利用制度の一元化はできないものと考えていたが、総量確保が個別の転用に影響しないとなると、一元化への大きな支障はなくなる。また、許可基準が明確であれば、その基準を市町村が的確に運用すればよく、土地利用に係る様々な許可権限の所在は市町村にまとめて制度として一本化する方向を議論してはどうか。(構成員)
- 転用許可権限をどこが担っても、同じように客観的かつ公正に運用できると実態上も言えるのか。事務処理特例制度により移譲を受けない理由に開発圧力の話があったが、それと密接に関わる。また、我が国の土地利用法制の現状を前提とした場合、一元化の議論はよほど腰を据えて行わないと困難ではないか。(構成員)
- 都市計画制度は法令の規律密度が非常に高く、せつかく権限をもらっても裁量の余地がほとんどないとの批判もある。規律密度をどこまで高めるかという点において、国がどれだけ大きな目標を持っているかと関係するが、都市計画制度では、国土形成計画を除けば、国で大きな目標はつくっていない。農地は数値目標がある一方で、許可基準に係る規律密度を高め過ぎてしまうと、自治体に自由度がなくなる。分権の本旨は、地方が自ら考えて判断することであり、(権限移譲と同時に)裁量も付与することでないと、分権した意味があまりないということにならないか。(構成員)
- 国の総量確保目標は県単位に落ちているので、都道府県がその目標をどう捉えているかが問題。(構成員)
- 農地の総量確保目標について、マクロの数字に意味があるか、今のフレームがどこまで正しいかは別として、足下の総量からスタートして、現在起きている変化を読み込んで、適正な総量を考えていくという運用をすることが合理的ではないか。また、農地確保の在り方の制度設計に当たって、農地中間管理機構などがうまく機能することに依拠することは慎重であるべきではないか。(構成員)

(6) 続いて、事務局から、地方六団体「農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム」が公表した「農地制度のあり方について」、規制改革実施計画及び日本再興戦略のうち、農業関係部分について、以下の説明があった。(資料6～8)

(地方六団体プロジェクトチームの提言について)

○まず、基本認識として、今後の人口減少社会を踏まえ、地方が主体となって総合的なまちづくりを推進することが必要であり、そのために、農地確保の責任を国と地方が共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築する一方で、個別の農地転用許可等については、市町村が担っていくべき、としている。

その上で、農地の総量確保というマクロ管理については、現行制度の課題として、都道府県の目標設定に当たって、国・地方間で十分な議論が尽くされなかった結果、都道府県で実現可能な目標として意識されていないことなどが挙げられている。

見直しの方向性としては、まず市町村が主体的に設定した目標を積み上げ、国は食料自給率の観点などから必要な農地の総量を見込み、国と地方が十分に議論を尽くした上で、国の総量確保の目標を設定していく。地方においては、現行の国・都道府県に加え、市町村においても、農用地等の面積目標を計画に明記し、さらに耕作放棄地の再生といった施策効果ごとに目標設定をする。この目標管理については、第三者機関が事後評価する仕組みを構築するなど提言されている。

一方、個別の農地転用等のミクロ管理については、農地転用許可の実施主体を見直し、市町村に権限移譲を行う。その際には、必要に応じて転用基準の更なる明確化等をする。また、都道府県農業会議への意見聴取は、一律の義務付けを廃止することなどが提言されている。

(規制改革実施計画及び日本再興戦略(改訂版)について)

○農地・農村部会における議論に関連する農業委員会・都道府県農業会議関係について紹介する。農業委員会については、委員の選挙制度等を廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。また、都道府県農業会議等は都道府県・国が法律上指定する制度へ移行するとされている。

また、植物工場や第6次産業化に資する施設などの農地転用について、円滑な転用を可能とする観点から見直しを行うとされている。

(7) 最後に、柏木部会長から、次回会合では地方六団体からのヒアリングを行いたいとの発言があった。

以上